

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日)

目 次

- ◇ 条 例
- 恩給の年額の昭和六十一年改定に関する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 鳥取県医療機関整備審議会条例を廃止する条例

条 例

恩給の年額の昭和六十一年改定に関する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十一号

恩給の年額の昭和六十一年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和六十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和六十一年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十九万七千八百四十円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎と

なつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 年金額第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の年額とする。

3 前二項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

4 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和六十一年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。
別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
八四九、六〇〇	八九四、六〇〇
八八七、三〇〇	九三四、三〇〇
九二六、一〇〇	九七五、二〇〇
九六四、四〇〇	一、〇一五、五〇〇
一、〇〇三、五〇〇	一、〇五六、七〇〇
一、〇二七、八〇〇	一、〇八二、三〇〇
一、〇五二、三〇〇	一、一〇八、一〇〇
一、〇八〇、〇〇〇	一、一三七、二〇〇
一一一九、二〇〇	一、一七八、五〇〇
一一五三、三〇〇	一、二一四、四〇〇
一、一八四、七〇〇	一、二四七、五〇〇
一、二二三、二〇〇	一、二八八、〇〇〇
一、二六一、八〇〇	一、三二八、六〇〇
一、三〇四、〇〇〇	一、三七二、九〇〇
一、三四六、四〇〇	一、四一七、五〇〇
一、三九九、五〇〇	一、四七三、三〇〇
一、四三三、〇〇〇	一、五〇八、五〇〇
一、四七六、二〇〇	一、五五三、九〇〇
一、五一八、二〇〇	一、五九八、〇〇〇
一、六〇一、七〇〇	一、六八五、八〇〇

一、六二四、〇〇〇
 一、六八八、三〇〇
 一、七七三、七〇〇
 一、八六八、一〇〇
 一、九一六、四〇〇
 一、九六二、四〇〇
 二、〇二七、八〇〇
 二、〇六六、四〇〇
 二、一七八、六〇〇
 二、二三三、八〇〇
 二、二九二、〇〇〇
 二、四〇三、五〇〇
 二、五一六、二〇〇
 二、五四五、四〇〇
 二、六三八、五〇〇
 二、七七〇、四〇〇
 二、九〇一、〇〇〇
 二、九八一、九〇〇
 三、〇六〇、六〇〇
 三、二二〇、五〇〇
 三、三七六、九〇〇
 三、四〇七、五〇〇
 三、五二九、二〇〇
 三、六八二、五〇〇
 三、八三五、一〇〇

一、七〇九、二〇〇
 一、七七六、八〇〇
 一、八六六、六〇〇
 一、九六五、八〇〇
 二、〇一六、五〇〇
 二、〇六四、九〇〇
 二、一三三、六〇〇
 二、一七四、二〇〇
 二、二九二、一〇〇
 二、三五〇、一〇〇
 二、四一一、三〇〇
 二、五二八、五〇〇
 二、六四六、九〇〇
 二、六七七、六〇〇
 二、七七五、五〇〇
 二、九一四、一〇〇
 三、〇五一、四〇〇
 三、一三六、四〇〇
 三、二一九、一〇〇
 三、三八七、一〇〇
 三、五五一、五〇〇
 三、五八三、七〇〇
 三、七一、六〇〇
 三、八七二、七〇〇
 四、〇三三、一〇〇

三、九八六、七〇〇	四、一九二、四〇〇
四、〇八二、二〇〇	四、二九二、八〇〇
四、一八四、二〇〇	四、四〇〇、〇〇〇
四、三八〇、六〇〇	四、六〇六、四〇〇
四、五七九、一〇〇	四、八一五、〇〇〇
四、六七九、二〇〇	四、九二〇、二〇〇
四、七七四、〇〇〇	五、〇一九、九〇〇
四、九六二、三〇〇	五、二一七、八〇〇
五、〇四六、三〇〇	五、三〇六、一〇〇
五、一三九、二〇〇	五、四〇三、七〇〇
五、三〇三、五〇〇	五、五七六、四〇〇
五、四七三、五〇〇	五、七五〇、七〇〇
五、五〇六、一〇〇	五、七八三、三〇〇
五、五三六、九〇〇	五、八一四、一〇〇
五、五六七、八〇〇	五、八四五、〇〇〇
五、六四〇、一〇〇	五、九一七、三〇〇
五、七八六、〇〇〇	六、〇六三、二〇〇
五、九三二、一〇〇	六、二〇九、三〇〇
六、〇〇四、四〇〇	六、二八一、六〇〇
六、〇七八、四〇〇	六、三五五、六〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八四九、六〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年

額が六、〇七八、四〇〇円を超える場合においては、その年額に二七七、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十二号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項ただし書中「通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)」を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)」附則第二条第一項ノ規定ニ依ル廃止前ノ通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号以下「廃止前ノ通算年金通則法」ト謂フ)に改める。

第九条ノ四中「通算年金通則法」を「廃止前ノ通算年金通則法」に改める。

第十八条ノ三第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改

め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改める。

第二十三条ノ二第一項中「百六十一万円」を「百七十万円」に、「八百六十一万円」を「八百七十万円」に改める。

第二十五条第二項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)」を「国民年金法等の一部を改正する法律第三条ノ規定ニ依ル改正前ノ厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号以下「改正前ノ厚生年金保険法」ト謂フ)」に改め、同条第四項中「厚生年金保険法」を「改正前ノ厚生年金保険法」に、「通算年金通則法」を「廃止前ノ通算年金通則法」に改める。

第二十五条ノ十九中「通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号。以下「通算年金に関する政令」ト謂フ)」を「地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和六十一年政令第五十七号)第二条ノ規定ニ依ル廃止前ノ通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号以下「廃止前ノ通算年金ニ関スル政令」ト謂フ)」に、「通算年金に関する政令」を「廃止前ノ通算年金ニ関スル政令」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「通算年金通則法」を「廃止前ノ通算年金通則法」に改める。

附則第七条中「通算年金に関する政令」を「廃止前ノ通算年金ニ関スル政令」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)」を「廃止前ノ通算年金通則法」に改める。

第四条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十年四月分」を「昭和六十一年四月分」に、「五十八万二千三十六円」を「五十九万七千八百四十円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第五条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十年四月分」を「昭和六十一年七月分」に改め、同項の表中「八三五、〇〇〇円」を「八七九、三〇〇円」に、「六二六、三〇〇円」を「六五九、五〇〇円」に、「五〇一、〇〇〇円」を「五二七、六〇〇円」に、「四一七、五〇〇円」を「四三九、七〇〇円」に、「五六五、九〇〇円」を「六〇九、六〇〇円」に、「四二四、四〇〇円」を「四五七、二〇〇円」に、「三三九、五〇〇円」を「三六五、八〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「三〇四、八〇〇円」に改め、

同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十一年六月三十日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)の規定(第二十三条ノ二第一項を除く。)、第二条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例並びに第三条及び第四条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和六十一年四月一日から、改正後の年金条例第二十三条ノ二第一項の規定、第五条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(以下「改正後の昭和四十一年改定条例」という。)の規定及び附則第五項の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

(遺族年金の年額の特例に関する経過措置)

3 昭和六十一年七月分の遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項の表中「六〇九、六〇〇円」とあるのは「五九五、九〇〇円」と、「四五七、二〇〇円」とあるのは「四四六、九〇〇円」と、「三六五、八〇〇円」とあるのは「三五七、五〇〇円」と、「三〇四、八〇〇円」とあるのは「二九八、〇〇〇円」とする。

(職権改定)

4 前項の規定による遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を待

たずに行う。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

5 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和六十一年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金の支給年額は恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十五号)第一条の規定による改定後の年額をその退職年金年額として鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十八号)による改正前の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「(同法第二十条の規定による被保険者を除く。)」を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

(年金たる補償の額の端数処理)

第十三条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

附則第五条第一項前段中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)」を「年金たる補償」に、「条例の規定による」を「条例の規定(第十三条の二を除く。)」によるに改め、「(当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとと同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率)」を削り、「(当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それらの合計額)」を「の合計額」に改め、同項後段を削り、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)	○・七六
第一項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	
国民年金等改正法附則第七十八条第一項	○・七六

<p>に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</p>	<p>国民年金法等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p>	<p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十号)の規定による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</p>	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)</p>
<p>○・七八</p>	<p>○・七八</p>	<p>○・七六</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・八八</p>
<p>いう。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>障害補償年金</p>	<p>旧船員保険法の障害年金 旧厚生年金保険法の障害年金 旧国民年金法の障害年金 障害厚生年金及び障害基礎年金</p>	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>遺族補償年金</p>
<p>○・七六</p>	<p>○・七六</p>	<p>○・七六</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・八三</p>
<p>国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>	<p>国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子</p>	<p>○・九一</p>	<p>○・八三</p>	<p>○・八三</p>

附則第五条第二項中「給付の額」の下に「の合計額」を加え、同項の表を次のように改める。

旧厚生年金保険法の障害年金	○・七六
旧船員保険法の障害年金	○・七六
年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・八三
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	○・九一
遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・九一
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	○・九一

旧国民年金法の障害年金	○・八八
障害厚生年金及び障害基礎年金	○・七六
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	○・八八

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十四号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十一年三月三十一日」を「昭和六十六年三月三十一日」に、「一億円」を「五億円」に、「百人(発電に係る設備を増設する場合にあつては、五十人)」を「五十人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、昭和六十一年四月一日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十五号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一万五千六百三十円」を「一万五千九百円」に改める。
別表第三中「九一、〇五〇円」を「一一五、〇二〇円」に、「九〇、〇五〇円」を「一一四、〇二〇円」に、「九二、〇五〇円」を「一一六、〇二〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十一年八月一日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十六号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号を次のように改める。

- 一 看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号において同じ。)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合)、当該他の看護職員養成施設)を卒業した

日から一年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、次に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。

イ 県内の施設

- (1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する病院で、病床が二百床未満のもの又は精神病床のみを有するもの
- (2) 医療法第一条の二第二項に規定する診療所
- (3) その他看護職員の確保が困難な施設等で、知事が別に定めるもの

ロ 県外の施設

心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する福祉施設

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第二号及び三号中「県内において、又は県外免除対象施設」を「第一号に掲げる施設」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和六十一年四月一日前に貸付けをした看護職員修学資金の返還に係る債務の免除については、この条例による改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

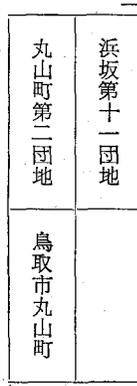
鳥取県条例第三十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

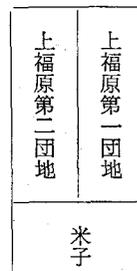
別表第一の第一種県営住宅の表中



を

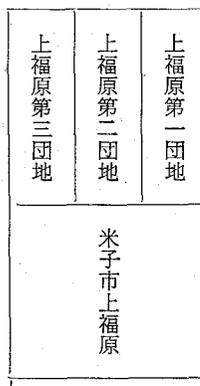


に、



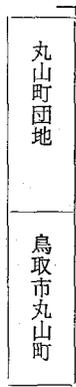
市上福原

を



に改める。

別表第一の第二種県営住宅の表中



を



に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十八号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「二十万五千元」を「二十二万五千元」に改める。
附則第三条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による障害厚生年金	〇・八八
	国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金並びに国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）及び農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（以下この条	〇・八八
障害補償年金	<p>において「共済各法」という。）の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年法律第三十四号」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による障害年金</p> <p>昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）の規定による障害年金</p> <p>昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧国民年金法」という。）の規定による障害年金</p>	〇・七六
	<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</p> <p>国民年金法の規定による障害基礎年金</p>	〇・八八 〇・八九

遺族補償年金		旧船員保険法の規定による障害年金	○・七六
旧厚生年金保険法の規定による障害年金		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七六
旧国民年金法の規定による障害年金		旧国民年金法の規定による障害年金	○・八九
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	○・九一
国民年金法の規定による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）又は国民年金法の規定による寡婦年金		国民年金法の規定による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	○・九一
旧船員保険法の規定による遺族年金		旧船員保険法の規定による遺族年金	○・八三
旧厚生年金保険法の規定による遺族年金		旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	○・八三
旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金		旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九一

附則第三条第二項中「下欄に掲げる率」の下に「（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）」を、「給付の額」の下に「（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それらの合計額）」を加え、同項の表を次のように改め、同項を同条第三

項とする。

厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	○・八八
国民年金法の規定による障害基礎年金	○・八八
旧船員保険法の規定による障害年金	○・七六
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七六
旧国民年金法の規定による障害年金	○・八八

附則第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乘する率は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	○・七六
障害補償年金	○・七六
遺族補償年金	○・八三

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十一条の規定は、昭和六十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第三条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十九号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六千円」を「六千四百円」に、「一万三百円」を「

一万八千円」に改め、同条第三項中「四百四十円」を「四百六十七円」に、「百四十円」を「百五十円」に、「二百九十七円」を「三百十七円」に改める。

第九条中「二十万五千円」を「二十二万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条及び第九条の規定は、昭和六十一年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、〇九五入」を「一、一一五人」、「四二人」を「四三人」に、「八三人」を「八四人」に、「四九三人」を「五〇三人」

に、「四七七人」を「四八五人」に改める。

第三条を次のように改める。

(定員の配分)

第三条 前条に規定する定員の部内の配分は、警察本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。

鳥取県医療機関整備審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十一年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十一号

鳥取県医療機関整備審議会条例を廃止する条例

鳥取県医療機関整備審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十一年八月一日から施行する。